

公有財産管理の不備

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 | | | | | | | | |
|----------------------|--|----------|------------------------------|----|-------|---|-----|----|------|--|---|
| <p>財務部 財産活用課</p> | <p>施設名「石津川廃川敷」において、財産活用課が管理する普通財産（公衆用道路）の一部が囲障で囲まれ横幅約2メートル、長さ約15メートルにわたり家庭菜園として利用されていた。財産活用課によれば、「家屋のように恒久的に占拠される恐れがないとの認識で一時的な使用として考えられる」とのことであるが、この占拠場所は、ブロックを設置し囲障で囲まれていることから、一時的な使用とは言い難い。</p> <p>財産活用課では、本財産の不法占拠については、平成9年3月に不法占拠をしている者に対して、当時の所管課長である大阪府総務部管財課長より「所有権に基づく土地明渡要求書」を発出し、明渡に関する調整を平成14年7月まで行ってきたが効果がなかった。その後も周辺地域への出張の際などにおいて、現地確認はしているとのことだが、現在も不法占拠は解消されていない。</p> <p>(占拠箇所)</p> <table border="1" data-bbox="602 1226 1118 1520"> <tr> <td>場所</td> <td>堺市西区浜寺石津町東4丁 375-115 (地番)</td> </tr> <tr> <td>地目</td> <td>公衆用道路</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>約2m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>約15m</td> </tr> </table> | 場所 | 堺市西区浜寺石津町東4丁 375-115 (地番) | 地目 | 公衆用道路 | 幅 | 約2m | 長さ | 約15m | <p>速やかに他者による公有財産の占拠状態を解消するとともに、法令等に基づき適正な財産管理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 (公有財産の範囲及び分類) 第238条 4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (普通財産の取得、管理及び処分 of 事務分掌) 第5条 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、第3条の規定による場合及び知事がこれらの事務の全部又は一部を処理すべき部局長等を指定した場合を除き、財務部長が行う。 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。</p> </div> | <p>本財産については、占拠状況を解消するよう不法占拠者と交渉を重ね、令和4年1月に残存する一部囲障の撤去の合意に至り、同年3月に撤去が完了し、不法占拠状態を解消した。</p> <p>今後、本財産と隣接府有地を併せて売却処分を進める。</p> |
| 場所 | 堺市西区浜寺石津町東4丁 375-115 (地番) | | | | | | | | | | |
| 地目 | 公衆用道路 | | | | | | | | | | |
| 幅 | 約2m | | | | | | | | | | |
| 長さ | 約15m | | | | | | | | | | |

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月14日から同年7月25日まで）